



西設相制第2号
平成27年4月6日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成27年1月19日付け西設相制第12号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 西設相制第12号（平成27年1月19日）の補正内容

旧					新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				
月額					月額				
区 分		単位	料金額	備考	区 分		単位	料金額	備考
(1)～(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能（1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,310円		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,292円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,310円			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	
(6)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,194円	(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,153円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,023円			6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,951円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,731円			9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,647円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,380円			12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,285円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,029円			15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,923円

表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	18Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,737 円	—
	21Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,386 円	
	24Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,035 円	
	27Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,743 円	
	30Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,392 円	
	33Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,100 円	
	36Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,749 円	
	39Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	15,398 円	
	42Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	16,106 円	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(2) 2- 1-1 -1 第 2 欄ウ 欄又は 第6 欄 イ欄に 規定す る機能 に係る 加算料	ア 光 信号分 岐端末 回線に 係る加 算料	(7) 当社の光屋内配 線（主として一戸建 ての建物に設置され る形態により設置す るものに限ります。） を利用するもの	① 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	313 円	—
			② 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	313 円	
			③ ①②以外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	322 円	
	(イ) 当社の 光屋内 配線	① 当社が 設置した光 信号分岐端 末回線収容	A 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	317 円	

2

表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	18Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,619 円	—
	21Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,257 円	
	24Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,895 円	
	27Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,591 円	
	30Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,229 円	
	33Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,925 円	
	36Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,563 円	
	39Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	15,201 円	
	42Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	15,897 円	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(2) 2- 1-1 -1 第 2 欄ウ 欄又は 第6 欄 イ欄に 規定す る機能 に係る 加算料	ア 光 信号分 岐端末 回線に 係る加 算料	(7) 当社の光屋内配 線（主として一戸建 ての建物に設置され る形態により設置す るものに限ります。） を利用するもの	① 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	312 円	—
			② 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	312 円	
			③ ①②以外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	321 円	
	(イ) 当社の 光屋内 配線	① 当社が 設置した光 信号分岐端 末回線収容	A 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	316 円	

		(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	317円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	327円	
				A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	322円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	316円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	325円	
				A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	312円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	312円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	321円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則 (平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号)

1～5 (略)

(経過措置)

6 (略)

(1) (略)

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中 第1-3	光信号主 端末回線 (光局外 スブリッ タを含む ものであ って、分 岐できる	(7) ① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,959円
		B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 2,782円	

月額

附 則 (平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号)

1～5 (略)

(経過措置)

6 (略)

(1) (略)

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中 第1-3	光信号主 端末回線 (光局外 スブリッ タを含む ものであ って、分 岐できる	(7) ① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,958円
		B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 2,781円	

月額

欄で接続する場 合)	光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	の	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,959円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,782円	
			③ ①②以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,043円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,862円	
		(イ) 複数段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B~C (略)	(略)	(略)	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	第2欄ア		接続開始日から、2年			

欄で接続する場 合)	光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	の	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,958円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,781円	
			③ ①②以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,861円	
		(イ) 複数段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B~C (略)	(略)	(略)	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	第2欄ア		接続開始日から、2年			

						(7)②A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B~C (略)	(略)	(略)	(略)
		③	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,453円	2,453円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		①②以外のもの		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B~C (略)	(略)	(略)	(略)

						(7)②A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B~C (略)	(略)	(略)	(略)
		③	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,452円	2,452円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		①②以外のもの		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B~C (略)	(略)	(略)	(略)

イ 加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数	① A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,959円	
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,782円	

イ 加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数	① A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,958円	
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,781円	

1 第2欄 ウ欄又は 附則第4 項(1) 網使用料 イ(7)① 欄に規定 する機能 に係る加 算料	が8のも のと組み 合わせて 利用する ものに限 ります。)に 係る加算 料	B 保守の 区別が タイプ1 -2のも の	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,959 円</u>		
			平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,782 円</u>		
			C AB以外 のもの	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>3,043 円</u>	
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,862 円</u>	
		② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守の 区別が タイプ1 -1のも の	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,385円</u>	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金				接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。		

1 第2欄 ウ欄又は 附則第4 項(1) 網使用料 イ(7)① 欄に規定 する機能 に係る加 算料	が8のも のと組み 合わせて 利用する ものに限 ります。)に 係る加算 料	B 保守の 区別が タイプ1 -2のも の	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,958 円</u>		
			平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,781 円</u>		
			C AB以外 のもの	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>3,042 円</u>	
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,861 円</u>	
		② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守の 区別が タイプ1 -1のも の	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	<u>2,384円</u>	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金				接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。		

				額	
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)
			平成29年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)
B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,385円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(略)	(略)
					(略)
C	平成27年4月1	1 光信号	<u>2,453円</u>	接続開始日から、1年	

				額	
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)
			平成29年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)
B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,384円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(略)	(略)
					(略)
C	平成27年4月1	1 光信号	<u>2,452円</u>	接続開始日から、1年	

			AB以外のもの	日から平成28年3月31日まで適用する料金	主端末回線ごとに		未満の場合に適用しません。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					(略)	(略)	(略)
				平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)	(略)
				平成29年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

			AB以外のもの	日から平成28年3月31日まで適用する料金	主端末回線ごとに		未満の場合に適用しません。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					(略)	(略)	(略)
				平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	(略)	(略)	(略)
				平成29年4月1日以降に適用する料金	(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成27年4月1日に遡及して適用します。